

入札監理小委員会
第414回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第414回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年6月3日（金）14:25～16:50

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○石油製品需給動態調査、石油輸入調査、石油設備調査（経済産業省）

2. 実施要項（案）の審議

○UR-NETの運用支援等に関する業務（（独）都市再生機構）

3. 事業評価（案）の審議

○厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務（厚生労働省）

○那須平成の森運営管理業務（環境省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根副主査、廣松専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（経済産業省）

資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課 風木課長、加藤課長補佐

（（独）都市再生機構）

総務部 情報システムチーム 吉田チームリーダー、竹内主幹、網本主幹

（厚生労働省）

大臣官房 統計情報部 企画課 情報システム管理室 後閑室長、前原室長補佐、

伊藤管理第一係長

職業安定局 労働市場センター業務室 宮原統合運用係長

(環境省)

自然環境局 国立公園課 岡本課長、水崎課長補佐

(事務局)

新田参事官、小八木参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第414回になります入札監理小委員会を開催いたします。本日は、経済産業省の石油製品需給動態調査、石油輸入調査、石油設備調査の事業評価（案）、2番目に、独立行政法人都市再生機構のUR-NE T運用支援等に関する業務の実施要項（案）、3番目に、厚生労働省の厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の事業評価（案）、4番目に、環境省の那須平成の森運営管理業務の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、経済産業省の石油製品需給動態調査、石油輸入調査、石油設備調査の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。最初に、事業の実施状況について、資源エネルギー庁資源・燃料部政策課、風木課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○風木課長 主査、ありがとうございます。本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。それでは、資料の1の経済産業省の資料に基づきまして、10分でご説明させていただきます。

民間競争入札の実施事業の実施状況でございます。Iポツが、事業のまず概要でございます。これは、平常時から十分な石油の情報を得るということは、我が国にとって非常に重要な政策上のプライオリティーということで、3つの調査をこの事業としてやっております。1つが石油製品需給動態統計調査、これは基幹統計になっていまして、月次でやっております。それから2つ目が石油輸入調査、一般統計調査、月次でございます。それから3つ目が石油設備調査、一般統計調査で、これは隔年で実施しております。

1ポツの事業の内容ですが、これは調査の目的、公表等にありまして、石油製品の月間の受け入れ、払い出し、在庫等の実態の把握をしているのが動態統計調査、それから輸入調査は輸入関係。これは油種、性状、供給源等、細かい動態調査を行っております。それぞれ、翌月に出す石油統計速報、それからその翌月に出す確報という形で報告させていただきます。それから年間をまとめたものにつきましては、翌年の6月に公表しております。それから設備調査については、隔年ですが、例年9月までに公表しているということでございます。

(2)になりますが、詳細な業務工程でございます。以下のとおりで、実査準備、実査、審査、集計ということで行ってまいります。先に進みまして、めくっていただきまして、速報、確報、年間業務ということで分離してやっております。2ページ目でございます。設備の調査の業務工程、ここに同様に、実査準備、実査、審査、集計とまとめさせていただいております。

本事業でございますが、契約期間は26年から29年、3年間ということでやっております。それから、期間は申し上げたとおりなので、この受託事業者でございますが、一般財団法人石油エネルギー技術センター、J P E Cが1者入札で、前回落札しております。

IIポツから、確保されるべき質の達成状況及び評価、これは我々の評価になりますが、以下でございます。最初に、作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施。これに

つきましては、この資料の最後のほうにつけておりますが、詳細のスケジュール表をしつかり、統計作業日程表を作成しまして、我々と調整しながら確定して、より効率的に業務を実施するという形になっております。参考の資料が、この後ろのほうに、こういう工程表という形で出していただいております。

それから3ページに参りまして、この統計は、単に集めるだけではなくて、データの分析も入っております、エネ庁の担当者とすり合わせた上でそこをつくり、それから、この事業所、相手ですね、これについても、名簿の管理、コードの更新等をやります。それから、企業情報でございますので保秘が非常に重要だということで、セキュリティーシステムを確実にやっている。

次、2ポツ、3ページの真ん中でございますが、調査の回収率ですが、目標は100%としております。石油については、少しの違いがかなり大きいと。需給動向が大きく影響するということもありますので、正確な情報を得るということにしまして、データの調査をしている段階では督促も行って、より達成率を確保するように努めているということでございまして、その結果が下にあります。動態統計調査と輸入調査、前2つにつきましては100%、それから隔年の設備調査は、91%の回収率を達成しております。

4ページに参ります。この事業に対する民間事業者からの改善提案でございますが、幸いこれは長くやっていることもありまして、かなり周知はされておりますが、隔年にあります設備調査のほうは、もう少し改善が必要な可能性がございます。

民間事業者からの改善提案が(2)にございまして、専門的知識、ノウハウを活用したデータチェックの実施ということなんです、これは例の1、例の2にあるように、これは具体的に受託事業者がかなり専門性を持っていると、あるいは基本的な知識を持っているということが重要で、ちょっとしたデータの違いや数量の違いをすぐチェックできるような形にしております。これは輸入調査についても同様で、以下書いてあるとおりでありまして、その督促の状況等が、この別紙の3に記載されているとおりでございます。別紙2及び別紙3に、どういう形で督促をしているかというデータをつけております。

5ページに参りまして、実施経費の状況でございます。これはJPECが過去やってきた実績で、真ん中に数字がございます。市場化テスト開始前の経費と、それから市場化テスト実施後の経費、これは必ずしも単純比較できるとは思いませんけれども、経費の削減を実現しているということで、経費については、いろいろな見積もりと実際の額の関係、その他不要の関係とか、年によって当然ずれはあるわけですけれども、平均で今回、411万8,000円の4.1%削減は実現させていただいております。

IVの評価でございます。この実施状況の評価ですが、まず我々は、正確な集計、それからデータの精度、それから担当者との打ち合わせ等、これは十分信頼にゆえたと。それからスケジュール、最初にお示ししましたが、そのとおりやっているということでございまして、行政側にとって非常に重要な資料、統計になっていると考えております。次のページ、6ページに参りまして、また、報告者からオンライン報告等も十分活用されていまし

て、効率的な対応に努めております。

それから回収率ですね。これは実施要領を定める際にも議論もあったと思っておりますが、100%の目標を、特に動態統計、輸入調査については実現しましたし、それからもう一つの設備調査についても91%までは行ったということで、若干2年ごとなので、必ずしも難しいということもあったかと思いますが、近いところまでは行っている。

それから3ポツの実施経費は、先ほど申し上げたとおりでございます。

こうした中で、私ども課全体でこの事業について評価をした上で、方針ということなんですけれども、1者応札であったということもありまして、競争性の確保の点があります。したがって、今後、1者応札を回避して競争性を確保するためには、次期事業において、まずハードルが高過ぎるということがありますので、設備調査の目標回収率、これは100%を必ず実施しろという、そういう実施要領になっているわけですが、これをある程度、もう少し緩和というか、100%の旗は維持しながらも、こうこうこういう場合には経済産業省に相談をして対応するとか、いろいろな形の工夫があり得るのではないかと。

それから隔年調査が2年に1回なので、仮に3年のプロジェクトですと1回しか経験しないということで、必ずしも効率的ではないということなので、これは今後の予算との関係は当然あるわけなんですけれども、我々のアイデアとしまして、3年から4年にしまして、設備調査が2回来るような形にしてやると効率的ではないかということも、検討の材料とさせていただきます。

それから、引き継ぎの期間が十分じゃないということがございます。これは当然、競争入札ですので、4月1日から始めるというときに、こうこうして落札をして、その後の期間が短過ぎますと、実際のデータとかデータベースの活用等がうまくいかないということがございますので、この引き継ぎ期間をどう確保するかということで、早目に入札公告をやるということを検討させていただきたいと思っております。今秋、それから冬にかけてやるわけなんですけれども、早目に入札公告をかけまして、落札者を決め、そこで引き継ぎ期間が十分確保されると。こういうことをあらかじめ用意しまして、より競争的な入札ができるようにしたいと考えております。

10分ですので、報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。続きまして、同事業評価につきまして、総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Aに基づき説明をさせていただきます。今回の評価（案）についてですけれども、事業の概要等につきましては、先ほど経済産業省より説明がありましたので、割愛させていただきます。

続きまして、評価ですが、経済産業省から提出された平成26年4月から平成28年3月までの間の実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行いました。

まず対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき水準として、3

つ設定しておりました。作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施と、1つ飛びますが、照会対応業務における照会対応事例集に沿った対応につきましては、先ほど説明がありましたとおり、確実に業務を実施しているので、達成されたと評価しております。真ん中の調査票の回収率ですが、100%と設定していたところですが、1つの調査におきまして、91%と若干届かなかったものと評価しております。

次のページに移りまして、民間事業者からの改善提案といたしましては、受託事業者が、その専門的知識、ノウハウを活用してデータチェックを実施したことにより、統計結果の精度向上に貢献したものと評価しております。

次に実施経費についてですが、従前経費が約9,900万に対して、実施経費が平均で約9,500万、削減額にいたしまして約400万、率にして4.1%の削減が図られたものと評価しております。

次に評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、一部、目標回収率100%としていたところ、91%の回収率となりました。民間事業者からの改善提案により業務の質の向上に貢献されたものと評価されますし、実施経費につきましても4.1%の削減が図られたものと評価しております。

最後に、競争性の確保につきましては、1者応札であり、入札不参加者に対するヒアリングにおいて引き継ぎ期間が短いことが挙げられるなど、入札スケジュールの見直しが必要であると評価しております。

最後に今後の方針につきましてですが、本事業は市場化テストが今期1期目であり、事業全体を通じての実施状況は、業務改善指示や法令違反等の違反行為はなかったこと、外部有識者で構成している事業実施状況のチェックを受ける体制が整っていること、また、経費削減におきましては、4.1%の削減効果を挙げたことは非常に評価されるべきことですが、確保されるべき質において一部達成できなかったことと、1者応札でありまして、競争性の確保が達成されなかったことが問題であると評価しております。

以上のことから、次期事業に向けましては、目標回収率の見直しや入札スケジュールの見直しを検討するとともに、同一事業者による1者応札が続く構造的な問題の有無や原因の分析を行った上で、引き続き民間競争入札を実施することが適当であると評価しております。

説明は以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○関根副主査 ご説明いただき、ありがとうございます。事業の評価の中で、目標回収率の話ですけれども、もともとどちらも100%を目標にしている、月次のほうは達成されたが、隔年のほうは91%だったということですが、100%というのはかなり厳しい数字ではないか

などと思います。過去においては、月次と隔年、どういう状態だったのでしょうか。また、他方で1者応札が続いている形ですので、緩和するということですが、とはいえ、先ほど、100%を下ろすわけではなくともおっしゃっていたので、どのようなイメージで考えられているのか、その2点を教えてください。

○風木課長 ありがとうございます。まず過去ですが、過去においても同様の傾向を示していきまして、前2者のものについては100%、それから設備調査については、それを欠けるということでした。それで、この理由としましては、設備調査のほうはどうしても2年に1回ということで、相手方がなれていないということがございます。

それから事業者の数につきまして、この参考資料のほうに委員限りの資料がカラーで入っております、石油産業情報化推進調査の概要という資料の右下にございまして、この石油製品需給動向動態統計調査300社、それから輸入で25社、設備210社でございますね。実は一部重なるところもあるんですけども、石油製品需給動向のところは、これは非常に長年やっている関係もあって、300社で、それが全て回答してくるということで、ずっと伝統的にできているわけですけども、設備調査のほうは2年に1回ということもあって、担当者が変わったり、あと、事業者のほうは中小があってわからないというようなこともあって、どうしても達成できなかったという事情がございます。

それで今後の改善につきまして、我々行政側としましては、石油は非常に需給の数字が、ちょっとした数字で、一、二%の数字でも大きく需給動向が変わるという世界的な傾向もある中では、できるだけ正確な統計が欲しいと。ただ一方で、実態としてこういうことでございますので、実施要領などで少し工夫をしまして、100%というのは当然目標とすると。他方、それに応じられないケース、これはどうしても応札する側としては、ハードル高過ぎて私どもではできないということがあるわけですね。したがって、その間に経済産業省の協力を前回の実施要領に入れてあるわけですけども、督促を協力するという形でやったわけですね。これに加えて、例えば3回督促しても4回督促してもないとか、事業者が見つかりませんというときに、経済産業省が協力するとともに、そういう場合はやむを得ないという形の内容を例えば実施要領に入れるということによって、応札する側の企業に安心感を与えると。

つまり、この事業というのは100%ないと応札できないんだなというような、非常にハードルが高いと思われている可能性は当然ありましてですね。質が高過ぎると。その際に、その部分についてはある程度行政側との調整でできるというのを、より明確に追記していくこともアイデアとしてはあるだろうということで、これは実施要領の審査はまた今後ということになるんですが、これまでの経験からしますと、そういう形で何らかの間を埋めていくことが考えられるかなと考えております。

○石堂主査 よろしいですか。

○関根副主査 はい。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

はい。

○廣松専門委員 どうも説明をありがとうございました。まず単純な質問なんですが、資料1の日程表のところで「11号入手」とあるんですが、これは具体的にどういうことですか。毎週、何かそういうことをやっているようですが。

○風木課長 これは、もともと我々の調査統計部でやっています生産動向の動態調査ということがございます。これは調査がだぶらないように、生産の部分だけはその調査を活用しています。それを入手するという趣旨でございます。失礼いたしました。

○廣松専門委員 調査統計の情報を、ここで入手するということですか。

○風木課長 そうですね。入手すると。そこと調整した上でこの日程決めていますので、必ず来るということになって、それを使って全体を完成させるということになります。

○廣松専門委員 分かりました。2つ目ですが、先ほどご説明の中にありましたオンライン報告ですけれども、現状で、上がってくる報告のうち、どの程度オンラインを利用しているのか、おわかりですか。

○風木課長 オンライン、今、担当者にも確認いたしましたが、約半分ぐらいはオンラインでございます。

○廣松専門委員 50%ぐらいということですか。

○風木課長 半分ぐらいです。約半分。

○廣松専門委員 あと、今、話題になりました、石油設備調査のところで、4ページの表、これは平成26年の分だけですが、それを見ますと、不明というのが出ていますね。回答そのもの、あるいは回収そのものは、平成24年と比べると増えています。その意味で言うと、問題はどちらかという、回収というよりも、名簿の整備の問題ではないかと思うんですが、名簿そのものは資源エネルギー庁さんが行っているんですか、それとも受託した企業が整備しているんですか。

○風木課長 これはもちろん私どもの調査なので、私どものリストということになります。したがって、これは先ほどの経済産業省の協力というところを申し上げましたが、私どもが最後督促をしてないんですね。したがって、不明者については受託した側の責めに帰せない場合がありますので、そこは我々が本来検討すべき課題だと思っております。

○廣松専門委員 これは将来の話かもしれませんが、今、法人番号が公表されるようになって、それが既に幾つかのところで使われていると思いますので、法人番号を手がかりにして名簿を整備するという方法も考えられると思います。どうもありがとうございます。以上です。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○井熊副主査 どうもご説明ありがとうございます。もう1回市場化テストを続けていくということに関する方針についてはよろしいかと思うんですが、どうやって競争性を確保していくのかということで、この委員限りの契約状況の推移に書いてあることだけだと、

まだちょっと足りないのかなと思います。

私もこういう仕事を受けるか受けないかといったら、やめておけときつと思うんですね。それは何でかという、これだと何かリスクが見えない。そのリスクというのは、先ほど言われた専門性ってどのぐらいの専門性を求められるのか。例えばこの表にある、ここにあるチャートだけ見たら、単なる事務作業だけやっていたらいいように見えるわけですね。だけれども先ほど課長のお話であると、専門性が必要であると。一体その専門性はどのような専門性なんだと。で、それは経産省さんの専門性とはどうやって補完関係にあるのかとか、まずそういう業務上のことが見えないと。

それから、100%の回収率というのは民間がやる以上あり得ない話で、それは何で100%かという、それも経産省さんのご威光があるから、だから100%なんだと。そうすると、民間はどの辺まで努力して、最後のご威光で達するところがどうなるのかとか、何かそこから辺のところが見えにくいなど。

こういう関係団体みたいなところで長くやっていると、受託者と省庁の間でのあうんの呼吸でやってきた専門的な部分のグレーゾーンがあって、それがチャレンジャーに対しては非常に大きな、しかも1億円近い調査という、普通は調査量が膨大なので、ですから、そこでもし何か予想外の業務が発生するとなると、受け手は結構大変なことになるので、そのグレーゾーンをちゃんと白と黒に書き分けるということ、まずやるということが大切なかなと。

ですから例えば回収率の問題でもお話あるように、ここまで頑張っていたら、あとは報告していただいて、経産省のほうからプッシュするとかですね。専門性は、こういうことがあったら報告をしてくれと。そしたら経産省のほうで指示をするとか、何かそこから辺が明確なスペックでなくちゃいかんなどということ、あとはニーズを聞くということで、どういう人を参加させたいのかという人がある程度頭に描いた上で、その人たちのニーズをうまく拾い上げてやっていく必要があるかなと。そういうようなところを踏まえて、ぜひ次は競争性を確保していただきたいなと思います。

以上です。

○石堂主査 今のはよろしいですね。

○風木課長 はい。

○石堂主査 それで私からちょっと、今の井熊さんの意見の続きみたいな話ですが、引き継ぎ期間が短いという指摘があって、それは何とかしたいというお話なんですけれども、単に期間の問題でなくて、結局これは、新規の業者が入るときに十分な引き継ぎを受けられなかったらどうするんだという非常に大きな不安材料になるわけです。それで最近といいますか、この小委員会にかかる案件ではほとんどそうしていただいているんですけれども、結局引き継ぎについては、最終的に新規に入ってきて受注することになった業者が十分引き継ぎを受けましたと満足するまで発注側が監視するというか、ちゃんと面倒をみるということを実施要項に書き込むようにしていただいているんですね。そうすることで、

期間で切ってしまうとタイムアウトというわけにはいかないということをはっきり書いておくことで、新規事業者はかなり引き継ぎに関しては安心できると思いますので、単に期間の見直しだけではなくて、その最終的な保障といったらちょっと大げさかもしれませんが、発注側の責任を書くことが、一ついいのではないかなと思います。

それから、ずっと引き続きやっているエネルギー技術センターというのは、これははっきり言うと、経済産業省がこの調査をやるためにつくった団体なんですか。そういうわけではないんですか。

○風木課長 そこは異なります。というのは、この団体は132名おる団体でございまして、ホームページ等も見ていただければ十分なんですけれども、石油化学の技術開発ですとか燃料の技術改善等もやっていまして、石油関係以外にも、石油化学、それからエンジニアリング、自動車、銀行等、51法人が参加している団体です。したがって、例えば最近ですと、水素技術だとか水素自動車、燃料の改善、こういうのがかなりメインの業務になっていまして、実は統計は7名でやっております。

ですから、そうした批判は世の中によくございまして、私どもも当然そういうことを意識しなければいけない立場にあるわけですが、この団体というのは非常に技術開発に優れていて、かつ、団体横割りで入っているということなんです。そのシナジーを発揮しようとして頑張っている団体です。そこで、そうした知見があるということで、これに応札をしてきているというのが現状でございまして、そういう意味での問題は、我々としてはないかと考えております。

○石堂主査 わかりました。それでは、本事業の評価の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 ございません。

○石堂主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○風木課長 ありがとうございます。

(経済産業省退室・都市再生機構入室)

○石堂主査 それでは、独立行政法人都市再生機構のUR-NE Tの運用支援等に関する業務の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に実施要項(案)について、独立行政法人都市再生機構総務部情報システムチーム、吉田チームリーダー並びに網本主幹よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉田チームリーダー ただいまご紹介いただきました、独立行政法人都市再生機構の総務部情報システムチームでリーダーをしております吉田と申します。よろしく申し上げます。本日は委員の皆様には、当機構のUR-NE Tの運用支援に関する業務の入札につきまして、ご説明、ご審議の場をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず冒頭、私どもの組織それから業務につきまして、簡単にご紹介をさせていただきます

と思います。私ども都市再生機構は、スタートは昭和30年の日本住宅公団ということでスタートをしております、その後、宅地開発公団ですとか地域振興整備公団等と合併をいたしまして、平成16年に、特殊法人から現在の独立行政法人という形で、都市再生機構として発足してございます。

担当の業務でございますが、大きく分けまして4つの分野の業務をしております。1つ目が都市再生と言われているものでございますが、民間事業者ですとか地方公共団体と協力をしまして、都心部の都市再生、有名なところでは大手町のプロジェクトなどを実施していますが、あるいは地方都市の活性化もこの分野でやっております。

それから2つ目が賃貸住宅の管理でございますが、公団住宅と言われました約75万戸の賃貸住宅の管理を実施しております。それを引き継ぎまして、今はUR賃貸住宅といっていますけれども、こちらの管理ですね。近年では、高齢化社会に対応した住宅セーフティネットの形成に向けた業務も、この分野で実施しております。

それから3つ目が、これは撤退業務として整理されていますが、多摩ニュータウンですとか千葉ニュータウンというところで有名ですが、ニュータウン業務でございます。

最後の4つ目が災害復興でございますが、こちらはあまりURと結びつかない印象を一般的には持たれますけれども、東日本大震災の復興のために、今、450人以上の職員を東北に派遣してございます。今回の熊本地震につきましても、延べで60人以上の職員を派遣しまして、危険度判定等を実施しているところでございます。

以上が機構の組織と業務でございますが、本日ご審議いただきますUR-NE Tの運用支援等に関する業務でございますが、対象とするシステムは、役職員が今申し上げたような業務を遂行していくためのメールですとかスケジューラー、ファイルサーバ等のグループウェアだけでなく、当機構内で稼働するさまざまな業務システムの共通プラットフォームとしての役割を持つシステムとなっております。

それでは、実施要項に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の要項（案）の1ページをお開きください。

まず1番の趣旨でございますが、趣旨につきましては、公共サービスの実施について、透明かつ公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることによりまして、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すと。この趣旨を踏まえまして、今回の実施要項を作成してまいりました。本日の委員会で頂戴するご意見をもとに、さらによいものになればと考えてございます。

本業務の概要でございますが、中ほど、(ア) システム概要と書いてございますが、そちらをごらんください。UR-NE Tといいますのは、当機構のパーソナルコンピュータネットワークシステムの名称でございますが、約115台のサーバと約8,100台のクライアントパソコンを有しております、クライアント・サーバ型を基本としたシステム構成となっております。これからご説明させていただきます対象業務は、これらのシステムの運用支援等を行うものでございます。

現在利用しておりますUR-NETにおけるサーバ、それからクライアントパソコンにつきましては、平成29年3月までの契約期間となっておりますので、本業務の対象となります次期UR-NETサーバ群、それから一部のクライアントパソコンにつきましては、サーバ群につきましては、現在、構築作業を鋭意進めているところがございます、一部のクライアントパソコンにつきましては、これから調達の手続に入るところでございます。

(イ)の利用者特性でございますが、UR-NETの利用者は、当機構役職員等約7,500人でございます。利用時間は当機構の業務日、土日・祝祭日を除きまして、9時15分から17時40分となっております。しかしながら、一部拠点、募集関係の出先事務所などは、休日のほうがお客様はお見えになるということで土日も営業しておりますので、基本的には常時利用することを前提として業務をいただくということにしております。

設置場所でございますが、本システムの設置場所は約1,000拠点でございます。詳細は別添69ページからの仕様書にも細かく記載しておりますけれども、本部、支社、出先事務所で約200拠点、それから団地ごとに、お客様用に団地管理サービス事務所という窓口を設けていますが、そこが800拠点、合わせて約1,000拠点でございます。こちらに、大きな本部、支社等の大規模拠点、11拠点につきましては、羅列をさせていただいております。

それでは、以下の対象業務の内容と詳細につきましては、担当主幹の網本のほうから説明をさせていただきます。

○網本主幹 独立行政法人都市再生機構、総務部情報システムチームの網本と申します。どうぞよろしく願いいたします。吉田に引き続きまして、実施要項についてご説明させていただきます。

4ページの中段、イ、対象業務の内容からご説明させていただきます。こちら、対象業務の内容として、大きく7つの項目を記載しております。(ア)運用支援における管理作業、次のページにあります(イ)サーバシステム等稼働維持、(ウ)セキュリティー対策管理業務、(エ)障害解決支援業務、(オ)UR-NET運用に係る技術支援業務、(カ)ヘルプデスク業務、(キ)その他附帯する業務、そういったことを業務の内容としております。

続きまして、6ページの下段をごらんください。こちらに履行場所と、その次のページにわたりまして、業務実施体制について記載しております。業務の履行場所としては、私どもの本社がございます横浜市中区、及び、東京都江東区でございます当機構の情報システムセンターとしております。なお、こちらにも記載しておりますが、請負者は、当該事務所を使用するに当たっては、別途締結する協定書に基づき、事務所及び備品の使用料を負担していただくということにしております。こちらの協定書の内容については、74ページから76ページに、その内容を記載しております。

続きまして、7ページの下段から9ページ上段までに書かせていただいております確保されるべき対象業務の質についてご説明いたします。こちらには、問い合わせの回答率や障害対応時間、作業遅延件数といった管理指標を定めております。これらの管理指標に対

してSLAを締結することにより、サービスの質の確保に努めたいと考えております。

続きまして、9ページ下段から10ページに記載しております入札参加資格についてご説明いたします。こちらの中で、10ページの(2)のアに記載しておりますが、当機構の役務提供の区分において競争参加資格を有する者として認定された者を資格にしております。また、10ページの(2)、ウに記載しておりますとおり、各種セキュリティー等に関する認証を受けている者を対象とすることで、質の確保を図っております。

続きまして、10ページ下段から11ページにかかりましてスケジュールを記載しております。11月上旬に官報公示を行い、11月中旬の入札説明会を経て、開札及び落札者の決定については平成29年2月を予定しております。その後、契約締結を平成29年3月に予定しております。

続きまして11ページ下段に、評価方法について記載しております。今回の調達は、総合評価方式によるものとしております。また、評価をするに当たっては、入札プロセスの中立性、公平性等を確保するために、当機構のCIO補佐官に意見を聞くものとしております。

続きまして得点の付与方法についてですが、90ページの総合評価基準の資料でご説明をさせていただきます。90ページをご参照いただけますでしょうか。こちらに記載しておりますが、価格点と技術点の配分は、それぞれ1,800点ずつの1対1としております。これは、提案者の提示した価格を重視するとともに、提案内容、技術点についても同様に重視しようという考えに基づくものであります。また、技術点については、基礎点300点に加点1,500点とし、配分を1対5としております。こちらは、機構の求める要件だけでなく、提案者の提案内容をより重視して評価して決定したいという考えに基づいております。また、加点点評価項目については、重要度について分けておまして、重要度が高いものを200点、重要度が低いものを100点としております。障害対応やセキュリティー確保などの安定運用に不可欠なものについては、配点割合を高くしております。

続きまして、14ページに戻ってご説明続けさせていただきます。14ページの7、本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示というところですが、こちらは、別紙1ということで22ページにあります。そちらの内容で情報を開示しております。また、それ以外の情報についても、開示の要望があった場合には適切に対応したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、UR-NETの運用支援等に関する業務、民間競争入札実施要項についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。まずちょっと聞きたいんですけれども、この参加資格のところ、(2)のア、当機構の参加資格を持っていることというのがあるん

ですけれども、これを持っている会社というのは一般的なのかということと、これを取るのにどのぐらい時間かかるのかということとをまずお聞きしたいということが一つあります。

それからあと、この業務の一つの課題というのは、ずっと同じ会社ないしはそのグループ会社が受注しているところに、いかにチャレンジャーがチャレンジできるかというところで、実際、競争が高まっているにつれて発注価格も落ちているというのは顕著ですから、その場合、この総合評価でチャレンジャーが不利にならないかというところがあるんですけども、例えば比較的大きくメッシュを切っているとかというのは、それはそれで、一つの考え方だとは思いますが。

ただ、この中で94ページの8番とか9番とか、こういうのというのは、わりと今やっている事業者が有利になりがちな項目かなと。例えば仕様に記載のない項目というのは、どういふことをやればいいのかということが、やっている人が一番わかるなという部分があるのと、あと、引き継ぎは当然、今やっている人が一番有利に決まっているわけですから、この引き継ぎは、むしろチャレンジャーがきちんと引き継ぎできるように、機構さんのほうが配慮するというほうがいいかなと。

あと、点数のつけ方が、200点のやつだと、私の理解が間違っていなければ、A、B、Cでやるから100点差がつくわけですね。ちょっとこのギャップが大きいんじゃないかなという感じがします。どちらかというところ、こういう大きなメッシュでやって配点の感度が大きいというのは、わりと提案性の高い事業に使う総合評価だと思います。今回の事業はどちらかというところ、LANの管理という、比較的まずはきちんと業務をやっていただくというそういうタイプの事業なので、むしろこここのところのあまりぶれ幅の大きい点数よりも、きちんとしたやつ、もうちょっとこのメッシュ、点数の幅を細かくしたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○吉田チームリーダー 今回の評価項目につきまして、先生ご指摘のとおり、現実性を重視するものが比較的多くなっておりまして、若干項目が大まか過ぎるというご指摘も、一部あったかもしれませんが。

○井熊副主査 いや、項目が大まかじゃなくて、点数の幅。

○吉田チームリーダー 点の差ですか。幅。

○井熊副主査 0、100、200という幅が大き過ぎる。

○吉田チームリーダー なるほど、わかりました。じゃ、そのあたり、少し検討させていただきますのと、先生ご指摘の、8番、9番の既存業者に少し有利ではないかというところの、例えば最後の仕様書のところ、それが200点になっていますので、このあたりは差が特に有利性が高まってしまうということもありますので、ご意見を踏まえまして、再度ご検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○吉田チームリーダー 業者登録につきましては比較的、私もこのあたり細かく精通していないんですけれども、当機構に参加する者は登録をしてもらうということで、こちらにも記載していますけれども、どのぐらいの時間がかかるかというのは今すぐわかりませんが、形式的ですので、申請をしてもらえば、今回の参加に例えば時間がかかって間に合わないとか、条件が厳しくて省くとか、そういう性質のものではないということで理解しております。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小尾専門委員 今回、総合評価をされていて、前回もそういう形で入札を行っているわけですが、複数者いるということで、それほど入札をしないというか、そういうような部分はないと思うんですけれども、総合評価をやっているということは、技術点をつけて業者の技術レベルを見たいということだと思っただけです。前回、4者いるわけですが、技術点と価格点がひっくり返るとか、技術点の分布とかって、どういった感じだったんでしょうか。

つまり、そもそも総合評価をやるということは、その部分をきちんと評価をしたい、技術点の評価をしたいということが目的なわけなので、例えば前回、技術点にあまり差がなかったとか、そういうようなことが起きているんだとすると、今回の技術評価ではちょっと不十分じゃないかという印象も受けたりするんですけれども、そこら辺はどんな感じだったんでしょうか。

○吉田チームリーダー 済みません、手元に前回の技術評価点の結果のリストがないものですから、データをそろえてお示しするということがよろしいでしょうか。

○小尾専門委員 そうですね。先ほどからちょっと話がありますが、結局技術評価の部分の項目がちょっと粗いんじゃないかとか、それから、結局これを見て技術評価委員は評価をされていると思うんですが、どういう基準でAにしているのかBにしているのかCにしているのかというのは、応札する側からすると読み取りにくい。

そうはいつでも、普通は詳細なところまでは公開しないわけですが、ただ、技術評価をするということは、何を求めているかということに応札する側がある程度推測できるようにしておかないと、何をそもそも提案するのか。この評価項目だけを見て、何を提案すると技術点が上がっていくのかということはある程度はわからせるようにしてあげないと、そもそもそういう提案もできないし、逆に言うと、そういう提案が来ないということは、こちら側としても困るわけですね。求めるものが来なかったらそもそも意味がない話になってしまうので、自分たちが何を欲しているかということがある程度推測できるような技術評価項目というのをを出してあげないといけないので、そこら辺が、だから従来どういうバランスだったのかなということを、ちょっと。

○吉田チームリーダー 私どもとしても、先ほどご指摘のとおり、今回の提案の中で、今までやっていた事業者が持っていないいろいろな新しいノウハウとかをどんどん提案して

いただければ、それだけ価格の競争だけじゃなくて、技術点の競争でもよりいいものになるはずですので、もう1回、前回の価格点、結果を検証した上で、先ほどの委員のご指摘もありましたけれども、もう1回、評価基準の決め方等につきまして再検討をかけさせていただいて、またお示しできたらと思います。

○小尾専門委員　お願いします。

○石堂主査　今の小尾委員の意見、ご質問等と関連しているのかもしれないんですが、私も細かいところは素人でわからないんですけども、この要項の94分の12ページのところに、技術点の評価は以下のとおりとするというところに、(イ)のところで、「合格」した提案書について、評価基準書に基づき」という表現が入っているんですけども、これは、一番最後のほうにあった評価事項について、評価するときの参考書が自分たちのほうにはあるんだということを書いているんですか。「評価基準に基づき」と書いてあれば、こっちにある評価基準、評価項目のことかなと思うんですが、「評価基準書に基づき」と言われると。

○吉田チームリーダー　この評価基準が書いてあるこれを、基準書といいますか、まさに評価基準に基づいて評価を行うという、当たり前の。

○石堂主査　そうすると、この「評価基準書に基づき」というのは、この94分の89に書いてある、「総合評価基準」と言っている数枚の紙そのものということですか。

○吉田チームリーダー　はい、そうです。

○石堂主査　あと、あまり本質的な問題じゃなくて申しわけないんですけども、これまでの落札者を見ていくと、これまでが日立公共システムエンジニアリング株式会社となっていて、24年度からは、おそらく親会社だろうと思うんですが、日立製作所が入っていますよね。親子の関係、グループ会社の中で考えると、システムエンジニアリングに対して、お前、もう今度応札するなど。俺がやるからと言った図式のようにも見えるんですけども、何かその辺は。

○吉田チームリーダー　もともと20年度以前は株式会社日立製作所が担当しておりまして、それで、日立製作所のほうのグループの都合なのでよくわかりませんが、お互いが競合するというよりは、今回は日立を代表してこっちを出したという。話を伺いますと、結構人のやりとりとかがあって、切っても切れない同様の業務をやっているんで、競合は必ずなくて、社内事情はグループの再編なのかどうということかわかりませんが、おそらくは、この期間こちらでしたけれども、今後、これは推測ですけども、日立製作所になるんじゃないかとは思いますが。もしまた出してくるとしますとですね。

○石堂主査　わかりました。ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○大山専門委員　22ページの従来の実施に要した経費のところで見ていると、1のところですけども、26年度から27年度のの違いで、ヘルプデスク業務が追加となったと。人数で見ると、その下で見ると3名で、まず3名が常駐だと書いてあるんですけども、これ、

常駐を要求した理由と、それから、上の値段の差を見ると、ヘルプデスクの人の分で2,700万行っているんですね。これはかなりレベルの高い人を要求したのかなという気がしないでもないのですが、24時間で回答しろとかというのがあるけれども、これもこの辺はそんなきつい話ではないので、という意味で、ちょっとこのところの、どういう経緯でこうなったのか。すなわち、ここの契約は随契だったのか、契約変更やったのかという点ですね。ここが日立さんがまさしくやっているところなので、という背景が、いろいろ何となくどうなっているのかなと思うので、ちょっと教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、これ、ほかからも指摘もあったかもしれませんが、部屋代とか什器の分を払っていますよね。ところが応札する側は、それを乗っけてくるわけなので、何でそういうことになっているのかなというのがちょっと不思議で。こういうやり方って、あまり見ないんですね。という意味では、そもそも自分たちが払って回収しているわけですよ。まあいいんですけども、何か余計なお金使っていませんかという、この2つ。

○吉田チームリーダー 事務所賃料のほうにつきましては従来からやっています、同様の違うシステムの保守でも同様のことをやっているの、それがほかであまり見ないというご指摘ですので、適切かどうかわかりませんが、一度、社内のほかの横の調整もありますので、課題として持ち帰って、どういう影響があるかも含めて。

○大山専門委員 当然、管理費は余計かかりますよね。事務ですから。

○吉田チームリーダー そうですね。

○大山専門委員 お互いに。

○吉田チームリーダー ええ。他業務との影響もありますので、持ち帰らせていただいて、これをなくすることが可能なかどうかということ、これも検討材料とさせていただきます。

それから、契約変更したヘルプデスクのことですけれども、まず経緯を申し上げますと、こちらの紙のヘルプデスクのところにも少し右下に書いてある基幹系システムですね。今回のUR-NE Tでない基幹系システムでもヘルプデスクという業務がありまして、従来、今回のUR-NE Tの保守といいますか、運用のほうのヘルプデスクも、基幹系システムのほうのヘルプデスクに合わせてそっちのほうでずっと出していたという経緯があるんですけども、今回、27年度に、本来であればUR-NE Tの保守にUR-NE Tのヘルプデスクをつけて、基幹系のシステムの運用保守、これは違う会社ですけれども、そちらのシステムの運用保守はそちらにつけたほうがきれいな形だと思っておりますけれども、まとめてそちらに行っていたという契約がありました。そちらの基幹系のほうの運用保守とヘルプデスクの、ちょうどこれが期間で再調達のときに、これが27年度に来ましたので、向こう側を完全にヘルプデスクを切って調達をして、これもいずれ今回のように、こちらに新たな調達の時期が来ますので、それまでの間、契約変更でこちらに乗っけて、その状態で今回新しく出そうという手をちょっと、整理を途中でさせてもらったという経緯でございます。

○大山専門委員 常駐しているという意味は何ですか。

○吉田チームリーダー 職員からのいろいろな質問とかを受けるところですので、常に待機をしているという必要があるということでございます。例えばおかしいとかどうだとかいう利用者のクレームもあれば、要望もあればと。

○大山専門委員 それ、基幹系のほうの従来のヘルプデスクも同じようにやっているんですか。やっぱりそこにいて。

○吉田チームリーダー それは、基幹系のシステムに関するヘルプデスクといたしますか、その質問はそちらに行きまして。

○大山専門委員 そうじゃなくて、その人たちも同じように常駐しているということですか。

○竹内主幹 はい、そうです。

○吉田チームリーダー 分野が違うということです。

○大山専門委員 それはわかるんだけど、その人たちは出かけていく必要が。そういう問題に対する対応。普通は操作の仕方とか、いろいろな質問があればそれに対応するだけでいいのかなとも思うんですけど、このヘルプデスクはそうじゃないんですね。もっと、例えば線を抜くとかという、簡単に言うと物理的な何か作業と一緒に教えなきゃいけないようなことまでやるからそこにいるということなんですかね。

特殊なヘルプデスクじゃなければ、通常の運用管理のこういう業務の中でのヘルプデスクだとすれば、大体わかっているわけじゃないですか。職員の方、多分あまりIT関係ご存じないからお聞きになるんだと思うので、そこに行ってやらなきゃいけないというものかなと思っちゃうので。

○吉田チームリーダー こちらが指定するところに行って、ちゃんとそこで常駐している必要があるかということですか。

○大山専門委員 そうです。そういう意味では、稼働率とか実際にどれぐらいそこにいることによる価値というのはどう出ているのかというのはごらんになっておいたほうが。そうじゃないと、間違いなく高くなりますから。

総じて言うと、こういう競争性を上げるための取り組みにご参加いただいたので、どういう努力なさっていますかという質問になるんですよ。要するに競争性を上げようとするのであれば。それでわりと日立さんのやつ、金額的には安いんですよ。だから、これが安くなっている理由というのは別にまたあるのかなとか、つい思うんですね。なので、そこに対して競争性上げようという話だから、よほどの努力をしないと、人を何人置いておけとかいう話を言った途端に、もうどんどん値段が上がるのは普通なので。と私には見えるんですが、その辺どのようにお考えですかという。

○吉田チームリーダー 確かに今回の一連の中で、事務局さんからもいろいろご指摘をいただいて、例えば情報開示ですとか引き継ぎの対応とか、かなり前回のものよりも参画しやすくなっている。今、委員おっしゃったようなヘルプデスクの話ですとか、まだ改善点は今日いただいていますので、さらに上げるつもりですけども、私どもとしては、前回

よりはかなり参加しやすくなった仕様で、前回3者来ていますので、さらなる参加者が見込めるんじゃないかと期待をしているところでございますが。

○石堂主査 今のご質問の関係では、常駐3名ですか、その必要性がしっかりあるのかということのご確認をいただいて、見直しが可能だったら見直しをいただくということではいかがかなと思います。

○吉田チームリーダー はい、かしこまりました。

○石堂主査 ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 ございませぬ。

○石堂主査 それでは本実施要項（案）につきましては、幾つか評価の部分とか今の常駐のところが残りましたので、都市再生機構さんにおかれましては引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて実施要項について必要な修正を行っていただいて、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集に入っていくということをお願いしたいと思えます。

○吉田チームリーダー はい。

○石堂主査 なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問、確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せいただくようお願いいたします。

じゃ、本日はどうもありがとうございました。

○吉田チームリーダー どうもありがとうございました。

（都市再生機構退室・厚生労働省入室）

○石堂主査 それでは続きまして、厚生労働省の厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思えます。

最初に、事業の実施状況について、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報システム管理室、後閑室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は20分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○後閑室長 統計情報部の後閑といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、資料に沿ってご説明させていただきたいと思えます。

資料1ページ目からでございます。まず1番として事業の概要ということでございまして、民間競争入札を行った上で、平成24年から厚生労働省ネットワークシステムについては更新整備及び運用管理業務を実施しているという状況でございます。

（1）といたしましては、委託業務内容といたしまして、更新整備に係る内容ということでは、データセンタ、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク回線の賃貸借業務、それから初期構築業務、それとハードウェア、ソフトウェアの保守業務ということになっております。それから運用管理業務の内容といたしましては、①から⑩まで書いてございます。全体管理、監視業務、インシデント管理業務・ヘルプデスクといったような、以下、

それぞれ実際に実施をさせていただいているということでございます。

(2) で契約期間でございますが、平成24年9月26日から平成29年3月31日までの4年6カ月ということになっております。運用管理業務については平成25年7月1日から平成29年、めくっていただいて、3月31日の3年9カ月間ということになっております。

受託事業者については東芝ソリューション株式会社、それから実施状況評価期間でございますけれども、平成24年9月26日から平成28年3月31日までということでございます。

受託事業者の決定の経緯でございますけれども、民間競争入札に基づきまして、入札の参加者、今回の場合ですと技術審査書の提出が1者ということになっておりますが、提出された技術審査書について、厚生労働省のCIO補佐官を含めた委員における技術審査委員会を開催いたしまして、その結果、評価項目の要求要件を全て満たしているということで確認をしています。それから入札価格については、9月の14日に開札した結果で予定価格の範囲内であったということから、東芝ソリューションを落札者として決定しているという状況でございます。

2番といたしまして、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価ということでございます。SLAに関しては表にさせていただいております、まず1つ目のところ、ヘルプデスクの満足度調査の結果ということでございます。これについては、毎年1回、ヘルプデスクの利用者に対してアンケート調査をしまして、満足度にかかわるスコアを75点を維持することという設定をしております。右が評価の内容ですけれども、満足度調査のスコア、25年が79点、26年が82点、27年が82点ということで、設定値よりも上回っているということでございます。

次の項目として、セキュリティの重大障害の件数。これについては、特に発生はございませんので、ゼロ回ということでございます。それ以下、セキュリティーの問題に対する対応といたしまして、脆弱性の公表から報告までのリードタイム、それからコンピューターウイルス、スパイウェア、ワームの公表からのリードタイム、それからセキュリティイベントの通知時間、セキュリティイベントへの対応時間ということで、それぞれ設定をしておりますけれども、全て満たしているという状況でございました。

業務の内容といたしましては、運用管理業務を適切に実施しているということで、質は確保されているという状況でございます。

次の枠といたしましては、サービスの稼働率でございます。ここについては、若干未達成の部分がございます。1つ目といたしましては、個別サービスA群、これについては、グループウェアだとかホームページ、あるいは認証基盤といったところが、この個別サービスのA群に該当します。これについての設定は、99.9%以上ということでございました。

評価の欄ですけれども、平成25年9月に、ホームページのサービスで99.88%、それから25年10月に、これも同じくホームページなんですけれども、99.61%、それから26年1月に、認証・アクセス管理基盤の要因でシステムがとまったということで、95.50%の稼働率という状況になっています。それから28年1月になって、グループウェアの関係で99.30%、そ

れからホームページサービスのところで98.30%という状況です。これについては、サイバー攻撃がございまして、その関係で対応するための停止ということでございます。

次の欄ですけれども、個別サービスB群でございます。これについては、運用等監理基盤ということで、これはヘルプデスク運用環境や分散統計、このようなものを、個別サービスB群ということで整理させていただいています。こちらについては稼働率99%以上ということになってございます。個別サービスB群については、全て設定値よりも超えているということで、全て達成したということでございます。

その次の欄ですけれども、ネットワークの稼働率でございます。稼働率は99.95%以上を設定しております。ネットワークの稼働率についても、右の欄ですけれども、28年1月、これも先ほどと同様にサイバー攻撃による影響でございまして、インターネットの接続を構成するネットワーク機器が99.81%の稼働率だったということで、設定値よりも低くなったということで、未達成だったという状況です。それ以外については全て達成しているという状況です。

次のページめくっていただくと、システムの重大障害の件数という設定があります。重大障害とはどういうことかというのが真ん中に書いてありまして、括弧の中に、グループウェア等の個別サービスA群の複数のサービスが停止した場合や3時間以上連続で停止した場合ということを定義しております。これについては、先ほどの障害の中から、25年度に1回、それから27年度に3回、これ、3回というのは、1月の間に複数回起こっているものをカウントしています。

続きまして、実施経費の状況及び評価ということでございます。実施経費については(1)から書いてございますけれども、実施経費で24年9月から29年3月31日までということで、101億9,400万円ほどになっております。

(2)といたしまして、業務内容の増減を考慮した場合の実施経費ということでございます。注書きをしていますところをごらんになっていただければと思いますけれども、業務内容が変更された点といたしましては、ディザスタリカバリサイトの整備、これは要するにバックアップセンターを整備したというものでございます。それからハローワークの職員の利用者の追加と、それから地方厚生局の利用者の追加ということで、アカウントの追加がされています。その分の経費が含まれているため、その分を考慮したということでございます。それで経費といたしましては、94億9,000万円ほどとなっております。

従来経費、これは今回のシステムの1つ前のシステムの経費になっております。これは101億8,800万円ということになっております。この経費についても、前回は市場化テスト前だったので、PC、プリンターの経費が含まれていたことから、今回、比較するために、その額は差し引かせていただいているという数字でございます。

(4)でございます。経費削減効果といたしましては、業務内容の増減を考慮しない場合の経費削減効果といたしまして計算しますと、マイナス601万7,000円ということになります。若干0.06%の増加ということになっておりますが、先ほど申し上げた業務内容の増

減を考慮した場合の経費削減効果といたしましては、6億9,700万円ほどの削減ということになります。削減率としては6.8%ということで減少しているという状況でございます。

続きまして（5）でございます。ディスインセンティブということでは、SLAの未達成分の削減額をここに計上させていただいております。25年度にサービスの稼働率の未達成が3月、それから次のページ行っていただいて、27年度のサービス稼働率の未達成が1月あったということでございます。減額の割合といたしましては、支払い予定額の95%ということになっております。

表の中をごらんになっていただくと、先ほど申し上げたように、今期に当たってのディスインセンティブの金額といたしましては、表の中の一番下でございますが、4,252万円ほどになっております。右側の欄は前期のシステムの状況でございますが、前期も1回だけ未達成の状況がございましたので、それに係る金額といたしましては1,160万ほどの減額がされているという状況でございます。

続きまして（6）の評価でございます。実施経費の評価でございますので、先ほど申し上げたとおりのそのままを書いてございますけれども、実施経費については、業務増加に伴って市場化テストの実施前経費と比較して増額してあります。これは、増額は先ほど申し上げたように600万円ほどでございます。業務内容の増加を考慮すると経費削減が図られておるということで、これは先ほど申し上げた7億円弱ぐらいの減額がされているという状況でございます。

内容といたしましては、増加経費がサービス、セキュリティー対策の機能強化、これは下に記載しておりますが、バックアップセンターとか回線帯域の増速ということがあります。厚生労働省LANの利用者の増加ということでは、「また、」以下に書いてございましており、ハローワークの関係で4,000人ほど、その下に「さらに」というところから書いてございますけれども、年金記録の訂正請求することができる手続の創設をしたために、その体制整備で、600人ほどの利用者が増えています。これらを差し引いているものでございます。

続きまして、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ということでございます。3項目ほどに分けて書いてございますが、利便性の向上といたしましては、次のページに行っていただいて、利用者からの利用申請、これは、システムを運用するに当たって、サービスを利用するための手続を幾つか用意しており、その手続を従来ですとメールベースで手続を行っていたものを、ウェブブラウザを使った手続の仕組みをつくりまして、そこでやることによって、簡便化あるいは利便性を向上させているというものです。

2つ目といたしましては、ヘルプデスクの利用者からの問い合わせを積み上げまして、FAQコンテンツというのをトップページに置いておきまして、そこから利用者が自由に閲覧できる仕組みというのを用意しているというものです。

（2）といたしましては、セキュリティー対策の強化でございます。当然セキュリティー対策については、通常ファイアウォールとか、そういった基本的なものは全て導入し

ているのですが、近年の標的型メール攻撃に対応した形で、少し設定を増やしています。ここに書いてあるとおり、SPF認証の仕組みを採用いたしまして、利用者への注意喚起をしている。それから、フリーメールからのメールについては強制的に迷惑メールフォルダに振り分けるという仕組みを用意したりしているということでございます。

(3) 運用の効率化でございますけれども、これについては、先ほど申し上げた(1)と同様の内容を書かせていただいております。

続きまして、5といたしまして、全体的な評価でございます。今までお話しさせていただいた内容についてをまとめた形で記載させていただいております。24年度から実施しているヘルプデスクの利用者に対する満足度のアンケート調査に関しては、基準スコアを上回る平均81点ということになっています。おおむね全ての項目については、アンケートで回答のあった職員のうち3分の2を超える職員が満足、またはほぼ満足という回答が得られていることから、公共サービスの質の維持・向上が確保されていると評価できるものと考えております。

「また」以下のところでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、SLAの未達成の状況というのが幾つかございました。サービスの稼働率のところでは未達成が4月ほど、それからネットワークの稼働率のところでは未達成が1月ほど、重大障害ということで4回ほど発生しているものでございます。ただし、当該システムが保有しているデータの喪失とか、あるいは情報の漏洩ということは発生させていないことから、上記を除いた評価事項としては、全てのサービスの質が確保されているという評価をさせていただいております。

なお書きのところでは書いておるんですけども、SLA未達成の障害発生に伴って、当省より受託事業者に対して、当該業務の実施方法については改善を行うよう指示をしております。当然ですが、障害発生の原因の追究をするとともに、その対策として、機器の冗長化だとか負荷分散ということをやっております。

サーバのリソースの監視強化ということで、原因がなかなか見つけられなかったという状況もありますので、これに対応するため、監視の強化ということで、しきい値も含めて変更していただいているというものでございます。

運用手順の見直しということでは、一部障害の原因が運用のところに起因するような状況がございましたので、見直しをさせていただいているという状況でございます。これも含めて、今回発生した障害全てにおいて対策をとっていただいているというところでございます。

次のページに行ってください。以上の状況のとおりでございます。実施要項について設定したサービスの質については、幾つかの問題はございましたけれども、おおむね確保されているという状況だと認識しております。厚生労働省においては、行政業務を確実に実施するための、本システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスを円滑に提供するという目的を達成していると評価できると考えているところでございます。

それでは続きまして、6として今後の事業ということでございますが、今回の調達においては、応札者が1者だったというものの、現状を書いておりますけれども、予定価格に対する落札率が95.29%。前回99.6%だったものですから、前回の調達時に比べて下がっているという状況でございました。先ほどもご報告させていただいたとおりで、仕様書で示した各要件に即したサービスレベルがおおむね確保されているということでございます。

また、運用を開始した25年度にSLAの未達成が3月あったものの、翌年度以降、SLAの未達成は1月であったこと。ただ、この1月においても、サイバー攻撃による未達成という状況なものですから、運用面からの不備による未達成ということではないということで、総合的に判断すると、ほぼほぼ良好な実施結果を得られたと捉えているというものでございます。

今後も民間事業者のさらなる参入促進のために、引き続きこれまでの入札監理小委員会における指摘を踏まえて、以下のことについて実施してまいりたいと思っております。

(1) といましては、履行可能性だとかライフサイクルコスト等を踏まえながら合理的な調達単位を検討するというところでございまして、これは、今のシステムは、本体と、パソコン・プリンターを分離して調達していますが、次回については、もう少し細分化した形で分離調達を考えていきたいと考えております。

(2) といまして、入札に参加できない理由として幾つか聞いているのですけれども、その中で言われている次の期への移行の際に必要なデータの抽出ということでは、引き続き、現行業者が実施するというので、次々期の受注業者に対しての作業には含めないということにしています。

(3) といましては、提案書の作成期間を確保するために、閲覧資料の事前開示の一層の前倒しだとか、あるいはさらなる情報開示を実施するということを検討してまいりたいと思っております。

(4) といましては、調達の方針あるいは調達の時期といったことを明確にした資料を作成し、それを公表するというを考えております。

それと、基本方針という形で公表するんですけれども、その基本方針を取りまとめるに当たっては、関係事業者に対してRFIを実施することによって新しい技術を収集するとともに、我々がやろうとしていることについては事業者に対して情報を提供するというを考えていきたいと考えております。

これらのことをやりながら、競争性を確保した複数者の応札ということを進めてまいりたいと思っております。

ただし書きのところを書いてありますけれども、今回の事業期間の中で発生した事象ということで2つの事象に対する対応として、追加の調達をかけるということを用意しております。

(1) といましては、ハローワークにおける情報セキュリティ対策の強化ということでございます。ご承知のとおり、昨年5月に年金機構における不正アクセスによる

情報流出事案がございました。これに対応するために、今現在、緊急避難的に、次のページ行っていただくと、業務系機能とそれから情報系機能、情報系機能とっているのは電子メールとかインターネットの閲覧機能なんですけれども、それを分離するという形で、現在、運用しています。当然、メールとかが外部にできない、インターネットが閲覧できないということになりますと、業務に支障を来たしているという状況から、ハローワークの職員の、一部、1万人程度のユーザーが、厚生労働省LANを使ってその機能を利用し業務を行っているということですが、全体の3分の1程度の職員でございますので、業務への影響を考慮して、今回、緊急的に、29年1月から2万2,000人ほどのライセンスを取得するための随意契約による調達を予定しているというものです。

(2)といたしましては、次期厚生労働省LANに係る平成28年度予算要求の見直しということをごさしまして、書かせていただいているのは、今のシステムというのが平成29年3月31日で契約期間満了するというので、昨年の予算要求において28年度から32年までの5年の国債を要求したんですけれども、情報システムの予算を精査する総務省行政管理局から財政当局に対して、次期システムに係る要件の検討とか、整理が不十分だということから、29年7月のタイミングでは更改が難しいだろうということの意見書が出されて、1年延期となった事情がございます。そのため、現在、30年7月の更改に向けて検討を進めているところでございまして、その分のLANの利用については、延長リースという形で随意契約を締結して、現行のLANシステムを引き続き利用するということをごさしています。

全体の説明としては以上でございまして、あと、その以降に、別紙として幾つか参考資料をつけさせていただいています。最初の9ページのところでは、先ほど申し上げた満足度調査、アンケート調査の結果の詳細をつけさせていただいています。それからそれ以降には、関連するネットワークの簡単な説明や、今後のスケジュールをつけさせていただいております。

以上、実施状況について報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○石堂主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、資料Cに従いましてご説明させていただきます。

Iの事業概要でございますが、こちらは厚生労働省様からご説明ありましたので、割愛させていただきます。

IIの評価、対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、確保されるべき質の確保状況は表のとおりでございまして、目標に達していないものが一部ございました。そちらは、次のページに参りまして、2ページ目の個別サービスA群の稼働率、そして3ページ目のネットワークの稼働率、そして業務に多大な支障が生じるようなシステムに係る重大障害、こちらの目標が達成されませんでした。

民間事業者からの改善提案でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

3の実施経費に参りまして、(1)経費削減効果でございます。本事業はクライアントPC及びプリンターを分離して調達しておりますので、その分を考慮して比較しております。そうしますと、年間1,605千円、0.06%増加しているという結果になっております。増額の主な要因としましては、サービス・セキュリティー対策の機能強化、それに伴う運用業務内容の増加及び教育・研修の強化、厚生労働省LANの利用者の増加でございます。次のページに参りまして、その業務内容の増加分を考慮して経費比較をいたしますと、6.8%、約186,000千円の削減になっております。

次に、(2)ディスインセンティブによる比較でございますが、その減額分は、実施経費につきましては、42,000千円ほどの削減が出ております。

4の評価のまとめでございます。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、以下に書かれております個別サービスA群の稼働率、ネットワークの稼働率、システムの重大障害件数、これ以外は全て目標を達成しております。でするので、全体としてはおおむね良好であると評価しております。

また、民間事業者の改善提案により、利便性の向上、セキュリティー対策の強化及び運用の効率化が図られるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できると考えております。

実施経費につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、0.06%の経費が増加しておりますけれども、その増加分も考慮して経費比較いたしますと、6.8%の削減効果が図られていると評価できると考えております。

次のページに参りまして、競争性につきましては、入札説明会には16者が参加したものの、1者応札となっておりまして、民間事業者の新規参入促進に向けた改善策を講じることが必要であると考えております。

最後に、5の今後の方針でございますが、本事業の実施状況は、全体としては概ね良好ではございますけれども、SLA未達成のものがございまして、また、競争性につきましても、1者応札となっておりますので、次回、2期事業の入札におきましては、これまでの入札監理小委員会における指摘等を踏まえ、確保されるべき質の達成目標の見直しや改善策を検討するとともに、以下の(1)から(5)のような競争性の改善策を講じつつ、市場化テストを継続して実施することが適当であると考えております。

また、本事業実施期間中において、ハローワークにおける情報セキュリティー対策の強化と次期厚生労働省LANに係る平成28年度予算要求の見直し、こういったことが発生いたしましたので、現行の厚生労働省LANを延長する必要があることから、平成29年4月から平成30年6月末まで、現行システムの再リースの随意契約を締結する予定でございます。ただし、1番のハローワークにつきましては、平成29年1月から対応する必要がございますので、先行して平成29年1月から29年3月までの随意契約を締結する予定でございます。なお、次期厚生労働省LAN 2期事業につきましては、平成29年4月からの5年間、構築期間15カ月間、運用期間45カ月を予定しております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○大山専門委員 1年間、15カ月再リースというお話が出ていますが、これはここの委員会の目的からちょっとずれるかもしれないんですけども、ただ、心配事があるので、あえて聞かせてください。

まず、機器は15カ月もちそうなんですという話と、耐用年数とか、いろいろなほかの面ね、ということです。と同時に、金額は再リースで十分下げられるんですよという、その辺のところの話が、金目の話という変な言い方だけど、トータルでは普通安くできるので、そこのところ十分、随契をやる以上は頑張ってくださいですよという、その確認を。ライセンスのところはしようがない、これは別の話だから、それは頑張ってもあまり意味はないかもしれませんが、ただ、そういうほかの費用についてのお話というのは、参考までに聞かせていただきたいなど。

それからもう一つは、これ、僕、まだちょっとわからなくなっているのは、昨年やっていたのって、この話ですよ。統合ネットワークだよ。1年前。1年前に、ネットワークの調達で分離するのしないのかという話。

○事務局 総務省ですね。

○大山専門委員 あれは総務省か。

○事務局 はい。

○大山専門委員 だから、こちらとは。そうか。あつちはそうか。ごめん、勘違いしたのか。先行してやっているような話なので。そうか。あれ、総務省だけ。えー、厚生労働省の統合ネットワークってやらなかったっけ。

○事務局 去年はやっておりません。

○大山専門委員 おとし？

○事務局 か、その前。

○大山専門委員 何が言いたいかというと、今年の28年の第1クォーターから構築期間が、当初計画でなっているじゃないですか。この紙だと。28年の第1クォーターから。ということは、これの当然準備というのは1年ぐらい前からやっているの、これって入札かけたんじゃないかという話なんだけれども、ここはやっていない？ そういうことですか。

○伊藤管理第一係長 そちらのほうは予算要求が通らなかったの、結局やっておりません。

○大山専門委員 ああ、そういうことね。

○伊藤管理第一係長 はい。

○後閑室長 先ほどちょっとお話しさせていただいた当初計画がこのスケジュールになっていまして、当初計画ですと、これ、移行が29年の1クォーターとなってございます。これが、去年までそういう計画で進めていたんですけれども、予算が通らなかった関係で、1年後ろ倒しにしています。なので、これがそっくり1年後ろに下がるというイメージで考えていただければ。

○大山専門委員 そういうことだね。ということは、済みません、確認だけで、もう頭の整理で、これから2期のやつをやるわけですね。それが今年。そういうことですね。

○後閑室長 はい。そういう意味では、先ほども申し上げたとおり、いろいろな工夫をして、業者をいっぱい参加していただくという工夫をさせていただいています。なので、提案書の作成期間を延ばしたりだとか、あるいは開発期間を長くしたりだとかいうことをさせていただこうと思っていますので、それに伴って、検討期間が相当前倒しされているという状況でございます。まさにそういう意味では、29年早々には契約を締結するというスケジュールを考えておりますので、それまでの間、これから相当タイトな形で事務手続を進めていくという状況でございます。

○大山専門委員 だから資料3でいただいた7ページにある今後の事業の1から5までをこの時間でやっていって、1月にというお話ですよ。それは時間が大変ですよ。わかりました。

で、さっきの再リースの話はどうですか。

○後閑室長 そういう意味で、機器の耐用年数、耐用状況といたしましては、確認がとれているのかな。

○伊藤管理第一係長 済みません、私のほうからお答え申し上げます。予算要求が見送りになったことに伴いまして1年間延長するという事で、現行業者に、機器、延長期間もつかどうかというのは確認させていただいております。大部分の機器については延長可能だと。でも、一部の機器については耐用年数の関係から入れかえとかが発生するんですけれども、それは全体の機器の台数に比べればごくわずかなものでございますので、そういった観点から言えば、おおむね大丈夫だということでございます。

金額のほうなのですけれども、お見込みのとおり、再リース契約になりますので、当然もともとリースで借りている機器については、金額が十分安くなることを見込まれますので、こちらとしても、さらに金額のほうは、業者のほうに下げさせていただくよう相談といたしますか、調整させていただきたいと考えております。

○後閑室長 金額についてはおっしゃるとおりで、今も話があったように、ハードウェアについては一般的には10分の1ぐらいになるということも言われておりますので、十分精査した上で契約につなげたいと考えております。

○大山専門委員 いや、年金機構さんは今、12分の1で頑張っているから、12分の1狙っていただいたほうが。

○後閑室長 ああそうですか。

○石堂主査 今回の質問の中で、ごく一部は耐用が効かないというお話があるけれども、これは設備の簿価にせよ、正味価格にせよ、何%ぐらいなんですか。ごくわずかといいますが。

○伊藤管理第一係長 済みません、具体的に何%ぐらいかというのは今お答え申し上げられないのですが、繰り返しのようになってしまうのですが、全体の機器の台数から比較すれば、基本的に設備というわけではなくて機器の入れかえなので、わずかなものだと考えております。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○大山専門委員 済みません、どんなものか言える？ 例があれば、こんな値段だと大体想像つくので。

○伊藤管理第一係長 済みません、今のこの場ではお答え申し上げられないので、持ち帰り、資料のほうは作成いたしまして、提出させていただくことでよろしいでしょうか。

○石堂主査 それじゃ、事務局通じて提出してください。よろしいですか。ほかはいかがですか。

はい、どうぞ。

○井熊副主査 幾つか教えてほしいんですけども、100億円の発注額に対して、更新に係る業務と、それから運用管理に係る業務というのは、大体何対何ぐらいの比率だったのかということがまず1点と、それからあとは、この更新と運用というのは、くっつけなくちゃいけなかったのかという2点目があります。それから、再リースをした場合に、これ、この期間の運用は、競争調達をするわけですね。

○後閑室長 今度のですか。

○井熊副主査 はい。再リース期間の間のシステムの運用というのは、また別途、競争調達をするわけですか。

○後閑室長 いや、これも随意契約でやろうと考えています。というのはなぜかと申しますと、もう既に運用の体制ができていますので、それを改めて調達するとなると費用もかさむということもございますから、そういう意味では、今回、運用に関しても、随意契約で予定しているということでございます。

○井熊副主査 それでもそれより安い事業者がいたら、そちらに発注すればいいんじゃないんですか。

○後閑室長 安くなる可能性は低いかなと考えてはいるんですが。

○井熊副主査 そうするとこれ、随意契約の金額って、全部で幾らぐらいになるんですか。

○伊藤管理第一係長 済みません、まず最初のご質問の、今回の契約の総額、運用経費と整備経費が幾らぐらいかということでございますけれども、大体整備経費が約40億円ぐらいで、運用経費が約60億円ぐらいでございます。

延長部分に関してどれぐらい費用がかかるかということに関しましては、現在、現行業

者に見積もりをお願いしているところをごさいますて、済みません、具体的な金額につきましては、今、お答えできる状態ではございませんので。でも、取り急ぎ、見積もりのほうをお願いしているところをごさいます。

○石堂主査 それは先ほどの質問の答えのようにには出てこないのですか。

○伊藤管理第一係長 いずれにせよ、延長をする場合は来年度の予算要求を行う必要がございますので、当然その予算要求するに当たって根拠となるお金が必要でございますので、その予算要求の段階で延長分の費用が出せるように、今、現行業者に見積もりのほうを依頼しているところがございますので、6月、7月ぐらいには金額が提示できるんじゃないかなとは思っております。

○井熊副主査 済みません、まだ途中だったので。これ、1年ちょっと随意契約するから、60億円の3分の1とすれば、20億円とか。そのぐらいの価格になるのに、今の体制を立て直したら安いのではないかという類推でやるのはちょっと違うのかなと。そこはそちらのほうで安くなるという十分な検討をするべきかなと思います。リース自体はやむを得ないかなという感じは、ほかに方法はないような感じもしますけれども、運用についてはほんとうにそうなのかなという感じがします。

あと、これは厚労省さんの評価もそうですし、総務省の評価もそうですけれども、評価のまとめで、全体としておおむね良好であるという評価は少し違うのではないかなと私は思います。稼働率の未達成は、稼働率の設定の是非はともかくとして、重大障害件数というのを4回発見していると。重大障害件数が4回発生していて、それで良好だったというんだったら、一体その重大とは何だったんだという話になるので、それはそういう問題があったということ、客観的に評価として述べるべきじゃないかなと思います。

以上です。

○石堂主査 今の点は、事務局のほうとしてはどうです？

○事務局 重大障害の件につきましては、外部からの攻撃によるものと聞いていたもので、仕方なかったのかなということで、概ね良好とさせていただいたところがございます。

○後閑室長 この表の中に書いてあるとおりで、25年の1回というのは機器等の障害ではございますけれども、その後の27年の3回というのは、サイバー攻撃による、そのための機能停止をしたということでございますので、そういう意味では、運用事業者の責任のもとにとめたということでは、間接的にはそうなるかもしれませんが、そういう見方をさせていただいているという状況です。

○石堂主査 ここは私、素人で、ほんとうのところわかりませんが、本来ここで問うべきは、業者が不始末をやったから止まったということについてやるべきで、サイバー攻撃であると後からにせよはっきり理由がわかったときに、その件数をここに挙げるべきかどうかということがあるんじゃないんですか。どうなんですかね。

○井熊副主査 でもそれは、サイバー攻撃が不可抗力であるというのであればそうかもしれませんが、それは運用管理の業務の中で、そういう攻撃に対して一定の仕事をする

る必要があるということが、もし業者さんの仕事の中に含まれているのであれば、サイバー攻撃を何か不可抗力的な位置づけで、仕方がなかったという言い方はできないですよ。

○石堂主査 どうなんですかね。

○石堂主査 微妙なところで、業者がもうちょっと何かに気づいていればとか、何か手を打ってれば防げた可能性があったとしても、「その3件についてはサイバー攻撃との関連があり、業者の責を問うべきかどうかはいまだに明確ではない」という書き方ですれば、「おおむね」というところにつなげていけるのかなという感じがしますね。

○井熊副主査 いいのか悪いのかわからないのであれば、良好というのはある意味の判断ですから、判断は避けて、事実だけを客観的に書くべきではないかなと思います。

○関根副主査 はっきりしていれば、「それを除いて良好」とか、明確にしないといけないですね。

○大山専門委員 そうです。ほんとうは明確にすべきなんですけれども、出てこないんです。

○関根副主査 そうですね。明確にできるものだったら、それを別にしないとけないということかと思いますが。

○大山専門委員 出てきていないんです。範囲、もう厚生労働省を超えているんですよ。

○石堂主査 そうすると、もう最後、判断を保留せざるを得なくなってくるという気がします。

○大山専門委員 そういう意味じゃ、事実を書くという提案は非常によろしいんじゃないかなと思いますね。

○新田参事官 整理させていただきます。ここは評価の仕方が、本業務に起因して重大な支障が発生したかどうかということの評価することになっていますので、その部分をまず厚労省さんのほうで、この業務に起因して発生した状態の障害なのかという判断をしていただいた上で、そこが不明なのであれば、不明であるということも含めて記述をしていただくという形で、再整理をさせていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小尾専門委員 今回、再リースするということですが、今、皆さん発言されていましたが、セキュリティーは大丈夫ですかというのがちょっと心配。ハードウェアとかソフトウェアの更新をしないでそのままリースをかけるわけですので、そういう意味では、ちょっと大山委員からもありましたが、情報セキュリティーに関するハードウェアとかソフトウェアに関して、新しいものの導入というのが基本的にはない可能性があって、運用5年ですよ、だから5年たっていますから、今から考えると、もう相当古いものですよ。それでほんとうに大丈夫ですかというのがちょっと心配になるんですが、そこら辺に対する考え方は。

○後閑室長 今まで導入してきた機器については、おっしゃるとおりでそのままなんです

けれども、あまりセキュリティーの話なので具体的な話は言えないんですが、さらに追加で新しい機能を導入する予定にしています。なので、それで防御するというのを考えています。

○小尾専門委員 それは別の調達として。

○後閑室長 はい、別な調達で。当然ご存じだと思いますけれども、あまり詳しくは言えないと思うんですけども、厚生労働省の中のシステムって、もう一つ、統合ネットワークという、ネットワークの出入口のところにあるシステムがございます。そちらと、このLANとで、それぞれが分担して多重防御の仕組みを新たに導入することになっていますので、そういう意味では、現状の機器はそのままとしても、それ以外の機器で防御するという仕組みを用意していますので、それは大丈夫だと考えています。

○石堂主査 今回の部分も議事録には残さないほうがいいんですか。ちょっとわからないけれども。

○小尾専門委員 まあ……。

○大山専門委員 というか、多重防御は言っているよね。

○小尾専門委員 まあ大丈夫じゃないですか。

○石堂主査 よろしいでしょうか。それでは、本事業の評価の案の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局、何かございますか。

○事務局 ご指摘のところににつきましては整理して、再度ご報告させていただきます。

○石堂主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○後閑室長 ありがとうございました。

(厚生労働省退室・環境省入室)

○石堂主査 それでは、環境省の那須平成の森運営管理業務の事業評価（案）について、審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、環境省自然環境局国立公園課、岡本課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 環境省国立公園課の岡本と申します。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。それでは、那須平成の森運営管理業務の実施状況につきまして、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本事業の概要についてご説明をいたします。別刷りのカラー両面のポンチ絵をごらんいただきたいと思います。A4の横になっております。よろしいでしょうか。左上に、那須平成の森の概略を地図で示しております。那須平成の森は、「豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接触れ合える場として活用してはどうか」という天皇陛下のお考えを踏まえて、那須御用邸の一部が、宮内庁から環境省に所管換をされて、国民が自然に触れ合う場として整備され、平成23年5月に開園をいたしました。これは、那須御用

邸の森が約1,225ヘクタールありましたが、そのうちの半分近くの570ヘクタールを所管換をいただきまして、オープンしたものでございます。

環境省では、この那須平成の森の中に、フィールドセンターを中心とした「ふれあいの森」と「学びの森」の2つのエリアを整備するとともに、入り口となる場所にビジターセンター等を整備いたしまして、国民の方々が自然に直接触れ合える場所といたしまして、環境省が直轄で維持管理、運営しております。年間の利用者数は、昨年度の数字で、この森全体で約10万人となっております。

管理運営の基本的な方針といたしましては、資料の下の方に書いてございますが、自然体験、自然学習、自然と人間との共生のあり方を学ぶ場として、自然特性を踏まえたゾーン区分をいたしまして、モニタリングや植生管理を行っております。地図にあります「ふれあいの森」は、利用者が自由に散策することができますが、この学びの森という、赤線で囲われたうちの緑のエリアでございますけれども、こちらの方は、専門のガイド同伴のプログラムでしか入ることができないエリアとなっております。

次に、このポンチ絵の裏面を見ていただきまして、業務概要についてご説明をいたします。本事業では、大きく、那須平成の森の「維持管理」と「運営」という2つの業務を行っております。「維持管理」につきましては、フィールドセンターとビジターセンターの施設の清掃や消耗品の交換等の維持管理や、来館者のお客様方の窓口対応、館内の展示の企画作成などが主な内容となっております。「運営」につきましては、主に屋外のアクティビティーでございまして、自然教育プログラムとして、ガイドウォークなどの、有料・無料、個人向け・団体向けの参加型プログラムを提供しております。また、自然体験や自然環境学習の人材育成の拠点でもありますので、指導者の方々を対象とした人材育成プログラムの実施や、地域住民の方々、小中学校を対象としたプログラム、広報普及活動等も行っております。

以上が本業務の概要でございます。次に、本体の「実施状況」の報告をさせていただきます。資料4、実施状況の資料をご覧くださいと思います。

まず、1番の事業の概要等でございますけれども、(1)の業務内容は、先ほどご説明したとおりでございます。実施期間は平成26年10月から29年3月となっております。受託事業者は公益財団法人キープ協会といたしまして、環境教育を得意分野とする団体でございます。契約金額は3年間で1億3,571万4,288円でございます。1年間当たりですと約4,500万円になります。受託事業者決定の経緯は下に示しているとおりでありますが、平成25年12月末に入札公告をし、2者から提案書が提出されまして、総合評価を行った結果、キープ協会が落札者となりました。

次に、確保すべき質の達成状況についてご説明します。まず、次の2ページでございますが、(1)の維持管理業務につきましては、確保すべき質としまして、フィールドセンターとビジターセンターの2つの施設について、ともに、①仕様書に記載の業務を確実に実施することと、②利用者のアンケートをとり、「必要な情報が入手できなかった」などとい

う回答がおおむね1割以下となることの、2つを設定しました。

結果としましては、以下に示しておりますが、詳細は割愛させていただきますけれども、いずれの項目につきましても適切に実施されました。アンケート結果につきましては、4ページ目を見ていただきたいと思います。5段階のうち下位2ランクの回答が、フィールドセンターとビジターセンターの両方で1割を下回っており、目標を達成しております。

次に(2)の運營業務につきましては、確保すべき質として、①仕様書に記載の業務を確実に実施することと、②利用者へのアンケートをとり、自然教育プログラムについて満足度が悪い、解説が「わかりにくい」という回答がおおむね1割以下となること、の2つを設定いたしました。

結果といたしましては、以下に示しておりますが、こちらも詳細は割愛いたしますけれども、いずれの項目につきましても適切に実施されました。アンケートの結果については、6ページ目をご覧くださいと思います。7段階のうち下位2ランクの回答が、満足度と解説の両方で1割を下回っており、目標に達しております。

続きまして、「3. 提案を反映した業務の履行状況」でございます。本業務は、業務の質を損なわない範囲で、民間事業者の創意工夫による提案ができることとしておりまして、その提案内容と実施状況を示しております。結果は、いずれの提案内容も着実に実施されておりました。

続きまして7ページ目、「4. 業務改善計画を反映した業務」につきましては、特に該当がなく、適正に業務が履行されておりました。

次に8ページ目に移っていただきますが、「5. 実施経費の状況及び評価」といたしましては、市場化テストを導入した平成25年度以前は企画競争により受託者を決定しておりましたが、平成26年度より総合評価落札方式としたところ、約5%の経費削減効果が認められました。

最後に、「6. 総合評価」につきましてはでございます。本業務が市場化テストの1期目でございます。入札におきましては2者が応札しており、競争性が確保されておりました。また、先ほどご説明いたしましたとおり、業務は確実に実施され、利用者からも高い評価を得て、確保すべき質も十分に達成されております。また、業務改善指示や法令違反等もございませんでした。さらに、総合評価方式に切り替えたことにより、経費削減効果も認められました。

今後は、本業務の契約主体は出先機関である環境省の関東地方環境事務所長でございますけれども、関東地方環境事務所に外部有識者で構成される評価委員会を設置し、そのチェックを受けるような枠組みを設ける予定でございます。現在検討中でございますけれども、今年度中に設置する予定でございます。

以上をまとめまして、8ページの(2)、次期業務の実施に当たってでございますけれども、実施府省の環境省といたしましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める基準を満たしていることから、新プロセスへ移行することとさせ

ていただきたいと考えております。

次の9ページ以降に、ご参考といたしまして、フィールドセンター及びビジターセンターの来館者と、自然環境プログラム利用者のアンケート結果の詳細を記載してございますが、詳細は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価について、総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは総務省より、資料Dに基づいて、那須平成の森運営管理業務の評価(案)についてご説明させていただきます。

まず1の事業の概要ですけれども、こちらは環境省より説明がありましたので割愛させていただきますけれども、2者応札ということで、複数応札になっております。

次に評価につきましてですけれども、まず1の維持管理業務につきましては、環境省より説明がありましたように、業務の確実な実施ということで達成されていると考えております。十分な情報提供ということで、アンケートの部分で、今は別紙で説明は割愛されていますけれども、維持管理業務のほうのアンケートに関しまして、回収率が若干少ない点がありまして、その点については2ページの右上の括弧の中に書いているんですけれども、ただ、こちらに関しましては、両施設ともかなり複数回多く来られる方がいて、複数回来館しても1回しかアンケートには回答しないなどの原因が考えられるということで、事情もありますので、質の確保という観点に関しましては問題はないと考えております。

次に2、運営の業務ですけれども、こちら業務の確実な実施がなされております。また、(2)の満足度などの高いプログラムの提供につきましては、こちらは回収率、また、達成すべき結果について、両方とも達成されております。また、民間事業者からの改善提案も複数出されており、サービスの質の向上に資していると考えております。

最後に3ページですけれども、こちら、実施経費につきましても、5%削減ということで、削減効果が認められます。

4、評価のまとめですけれども、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成26年度、平成27年度の2カ年とも目標を達成していると評価できます。民間事業者の改善提案により、業務の質の維持・向上、研修の実施など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。また、実施経費については、5%経費削減ということでの効果が図られております。

最後、今後の方針ですけれども、本事業の市場化テストは今期が1期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりになります。業務改善指示などの措置はなく、法令違反行為もありませんでした。また、関東地方環境事務所に設置予定の外部有識者で構成される評価委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定となっております。また、2者応札で、競争性の確保がされておりました。また、確保されるべき公共サービスの質において全ての目標を達成しており、5%の経費削減効果もありました。また、新プ

プロセスということで、次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する見込みということも確認しております。

以上の点を踏まえまして、事務局としては、新プロセス運用に関する指針のⅢ. 1の基準を満たしており、今期をもって新プロセスへ移行することが適当であると考えております。なお、新プロセス移行につきましては、予算上の関係で、終了ではなく新プロセスということでの環境省の意向を確認しておりますので、新プロセスということと考えております。

以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○関根副主査 ご説明いただき、ありがとうございます。1点確認をしたいのですが、アンケートの回収目標に対する割合が若干低いということですが、この回収目標数というのはどのように決められたのでしょうか。

○岡本課長 確認させていただきます。アンケートを導入した際、開館をした当時の来館者の1%程度というのを目標にさせていただいたということでございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。新プロセスに移行ということで異論はございませんが、民間の企業の方も参加していただいているので、民間にとって、この業務がより魅力的なものとなるようにするために、何か次に向かってのアイデアとか、そういうのはございますか。

○岡本課長 最初の企画競争でやりましたときも複数入札をいただきまして、今回の入札も複数入札をいただきましたが、こういった施設、幾つかございますけれども、特にこの那須平成の森につきましては、開館の経緯というのが特殊といたしますか、陛下ご自身のお考えで、土地の提供を国民のためにということで開館をさせていただいた経緯がございます。ですので、来訪者の方々も、単に自然との触れ合いだけでなく、過去の皇室の歴史も含めて一部展示もしておりますけれども、そのようなフィールドとして、何回もいらっしゃる方が多いというのも、そういった理由もございます。

このため、受託事業者の方々にとりましても、そういった場所で業務ができるということは、一定のステータスを得られるということはあると思います。私どもといたしましても、引き続き、これは開館をさせていただいたときは大変話題になりまして、今までは国民が全く入れなかった御用邸の一部を開放されたということで話題になりましたけれども、引き続きそういった経緯も含めてPRをさせていただくことで、受託事業者にとってのステータスというのも維持あるいは向上して、なるべく入札にも参加いただけるようにして

いきたいと考えております。

○石堂主査 そうしますと、どっちかという、民間事業者がさらにいろいろなことをやって来場者を増やして、そして収益も上げていこうという方向性とはちょっと違うという感じですかね。

○岡本課長 私も実はこの土地を移管されるというときに担当させていただきまして、場所も見せていただきましたけれども、特にこの学びのエリアという、人数を限定しておりますエリアでございますが、皇族の一部の方しか行かれなかったのも、足元の歩道のすぐ脇にカタクリの群生地があったりとか、普通ではなかなか里山でも、ちょっと足を外しますと踏み荒らしてしまうような、非常に繊細な部分も多数ございました。

一般開放している部分は、比較的多くの方が入っても、あまり荒れないだろうと思われまます。そのようにエリアを分けて人数を限定しておりますので、どんどん人を増やしてオーバーユースになってはいけないということもございます。そこら辺のバランスをうまくとりながら、なおかつ、なるべく広く国民の方々にも提供していくということが、このポイントだと考えております。

○石堂主査 来場者が10万人とかという数字、最初ありましたけれども、個人客と団体客という把握は何かされているのですか。

というのは、アンケートを集めるのに苦労されているわけで、団体客であれば、その団体とあらかじめアンケートの話をしておいて、責任者を通じてほとんどの人に一斉に書いてもらうというやり方がかなり有効なのではないかなという気がするのと、ヘビーユーザーの話が来ると、僕はあまりそういう組織化って好きなほうではないけれども、ヘビーユーザーの団体を形成して、団体としての意見を聞くというのも有効だと思うんですね。

だから何かの方法で、みんながいいと思ってくれている環境を維持する必要はあるので、その評価方法として、アンケートとかそういうことしかないのではないかなと思う中では、団体客をターゲットにするとか、ヘビーユーザーをうまく組織化するとかというのが、多分有効なんじゃないかなという気がするんですけどね。

○岡本課長 ありがとうございます。確かに博物館とかでも友の会とかありますけれども、今いただいたご意見、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。大体よろしいですかね。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○岡本課長 ありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —